

【新設】（各種投資会社等の判定を行う場合の準用）

18-1-23 18-1-48（利益の配当の額の範囲）から 18-1-51（所有持分の一部の譲渡又は移転をした場合の所有期間の判定）までの取扱いは、令第155条の13第4項第1号（各種投資会社等の範囲）の「利益の配当の額」について準用する。

【解説】

- 1 令和5年度の税制改正により、特定多国籍企業グループ等に属する内国法人に対しては、各対象会計年度の国際最低課税額について、各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税を課することとされた（法6の2）。
- 2 本制度の対象となる特定多国籍企業グループ等に属する会社等を構成会社等といい、各種投資会社等はこれに該当する。
本制度において、この各種投資会社等については、収入が一般的に事業体レベルで課税されることはないという前提の下、所在地国が同一であることだけをもって各種投資会社等と一般的な構成会社等とをブレンディングして実効税率の計算を行うと適切な結果が算出されない可能性が高いため、各種投資会社等は一般的な構成会社等とは区分して実効税率の計算を行うこととされている（法82の2③）。
- 3 各種投資会社等とは、具体的に、次に掲げる会社等をいうこととされている（法82十六）。
 - (1) 投資会社等（法82十六イ、令155の13①）
 - (2) 不動産投資会社等（法82十六ロ、令155の13②）
 - (3) 付随会社等（法82十六ハ、令155の13③④）
 - (4) 保険投資会社等（法82十六ニ、令155の13①②⑤）
- 4 また、上記3(3)に掲げる付随会社等とは、次に掲げる会社等をいうこととされている。
 - (1) 投資会社等又は不動産投資会社等がその持分を直接又は間接に有する会社等（その事業のおおむね全部がその投資会社等又は不動産投資会社等のために行われる出資財産又は出資不動産の運用又は保有であるものに限る。）であって、その投資会社等又は不動産投資会社等のその会社等に係る保有割合が95%以上であるもの（令155の13③）。
 - (2) 投資会社等又は不動産投資会社等がその持分を直接又は間接に有する会社等（その会社等の各対象会計年度に係る当期純損益金額に係る収益の額のおおむね全部が次に掲げる金額のいずれかであるものに限る。）であって、その投資会社等又は不動産投資会社等のその会社等に係る保有割合が85%以上であるもの（令155の13④）。

イ その会社等の他の会社等に対する一定の所有持分を有することにより受ける利益の配当の額（当該他の会社等がその会社等の特定多国籍企業グループ等に属する他の構成会社等又はその会社等（共同支配会社等に限る。）に係る他の共同支配会社等である場合において、そ

の利益の配当の額を当該他の構成会社等又は当該他の共同支配会社等の当期純損益金額に係る費用の額としているときは、その費用の額としている金額に相当する金額を除く。）

ロ その有する他の会社等に対する一定の所有持分を時価により評価した価額がその評価した時の直前の帳簿価額を超える場合におけるその超える部分の金額（規 38 の 12⑫）

ハ 持分法により生じた利益の額

ニ その有する他の会社等に対する一定の所有持分の譲渡に係る利益の額（規 38 の 12⑭）

5 上記 4 (2)イに掲げる金額は、国又は地域における実効税率を計算するための基準とすべき所得の金額である個別計算所得等の金額（法 82 二十六）の計算における法人税法施行令第 155 条の 18 第 3 項第 2 号に掲げる金額と同様であることから、本通達では、同号の規定について定めた法人税基本通達 18-1-48 から 18-1-51 までの取扱いを、上記 4 (2)イに掲げる金額の取扱いについて準用する旨を明らかにしている。